

社内検定認定規程の一部を改正する件の概要

概要

事業主・事業主団体（以下「事業主等」という。）が独自に行う職業能力検定について、検定を通じた即戦力の人材確保等を図るため、外部労働者も受検可能とすることへの要望があることから、社内検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）等の改正により、社内検定認定制度を職業能力検定認定制度とした上で、対象者の制限を撤廃し、実施主体及び受検対象者により社内検定、団体検定及び事業主検定の3つに区分する。

改正内容

- ・ 告示名を「職業能力検定認定規程」に変更
- ・ 検定を実施する事業主等が雇用する労働者以外の者も対象とできるよう対象者の制限を撤廃

※併せて認定要領を改正し、以下の事項等を規定する

- ・ 職業能力検定を、社内検定、団体検定、事業主検定に区分
- ・ 団体検定・事業主検定については、技能検定との棲み分けのため、①全国統一的な技能評価が困難な地域的特殊性の強い職種、②直ちに技能検定として実施することが困難な職種であること等を要件に追加

（参考）改正後の職業能力検定認定制度の全体像

※下線部は認定要領において規定

検定の区分	認定の対象となる職業能力検定	
	社内検定	団体等検定 ※実施主体に応じ①団体検定、②事業主検定の2種類に分類
概要	・ 事業主等が実施する検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定 ・ 学科及び実技試験で構成し、試験基準、評価者の選任基準等の所要の事項を定める必要	
実施主体	事業主等	
受検対象	当該事業主に雇用される労働者に限定（事業主団体が実施する場合、会員企業の労働者）	当該事業主等に雇用される労働者以外の者も受検可能

スケジュール

令和6年3月告示・施行（認定要領も同時に改正）

職業能力評価制度の概要

	技能検定	職業能力検定	
		新設 団体等検定 ※実施主体に応じ①団体検定、 ②事業主検定の2種類に分類	社内検定
根拠	職業能力開発促進法 第44条	職業能力開発促進法第50条の2 職業能力開発促進法施行規則第71条の2 職業能力検定認定規程 (（社内検定認定規程として）昭和59年告示、令和6年3月改正)	
概要	厚生労働大臣が、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。合格者は「技能士」を名乗ることができる（名称独占の国家資格）	事業主・事業主団体が実施する検定のうち、一定の基準を満たすものを大臣が認定する制度。 (技能検定その他法令に基づき実施される検定や試験と競合するものは認定対象外)	
対象 技能等	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・業界標準的な普遍性を有する技能 一定数の受検者(概ね年間1000人以上)が恒常的に見込める職種を対象 	<ul style="list-style-type: none"> 企業横断的ではあるが、地域的特殊性の強い技能や成長分野など必ずしも業界標準的な技能が確立していない職種等 受検者数が数百人程度であるが、検定の安定的な運営が見込まれる職種等 	<ul style="list-style-type: none"> 個別企業において、先進的な技能、特異な技能等
実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県及び職業能力開発協会 ○指定試験機関 (事業主団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合、営利を目的としない法人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主 ○事業主団体又はその連合団体 	
受検対象	当該職種に従事する労働者以外の者も対象	実施機関(又は会員企業)に雇用される労働者以外の者も対象に含むことができる	実施機関である事業主に雇用される労働者(団体が実施する場合は、会員企業の労働者)
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な試験基準、試験採点基準、試験実施要領、評価者の選任基準等を定める必要がある。 試験は、学科試験＋実技試験で行う必要。※実技試験は、実際に作業等を行わせて技能の程度を検定する。 労働者のスキル向上意欲の喚起や労働移動に伴う処遇改善に資するよう、複数等級であることが望ましい。(それが困難な場合であっても単なる入職のためのエントリー級よりも上位の技能であることを要件とする。) 		